

Q 障害基礎年金の申請で、初診日が不明で受付してもらえません。

両親と暮らしている35歳女性から、「統合失調症が重症化してきたので障害基礎年金を請求したが、初診日の確認ができないとして請求書が年金事務所から返される。なんとかならないか」と相談がありました。

本人、母親から詳しく職歴や病歴を聞き取ると、5年前から受診している精神科医院のまえに高校を卒業して就職した会社の健康保険組合診療所で20歳の時、初診受診していたことが分かりました。初診後休職、6月後に退社していました。退職した後、他の精神科医院に通院していましたが受診中断、その後症状が徐々に悪化、現在の医院に受診していました。

厚生年金加入中の初診なので障害厚生年金の請求をしなければなりません。勤務していた会社の健保組合診療所に出向いて事情を説明し初診の確認を求めましたが「カルテ保存期間過ぎているので存在しない」との返事。在職中の傷病手当金支払い記録や診療所受診受付記録など存在しないかと追及したところ、後日診療所から記録があったとの連絡あり受診状況の証明などを入手することができました。

結果として2級の障害厚生年金・障害基礎年金を受給できることになりました。年金事務所の窓口がもっと丁寧に対応していれば...という事例です。年金事務所で「支給できない」といわれてもあきらめないで相談してください。(大阪府本部 加納 忠)